

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第926号)

平成23年3月4日

横 情 審 答 申 第 926 号

平 成 23 年 3 月 4 日

横浜市人事委員会

委員長 岡 部 光 平 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成22年7月7日人調第182号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成21年度第25回定例会議事録」外14件の別添に示す行政文書に係る開
示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市人事委員会が、「平成21年度第25回定例会議事録」外14件の別添に示す行政文書を特定し、開示した決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「H21.12月4日以降H22.3月25日までに開催された人事委員会の議事録」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市人事委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年4月20日付で行った「平成21年度第25回定例会議事録」外14件の別添に示す行政文書（以下「本件申立文書」という。）の開示決定（以下「本件処分」という。）について、本件申立文書に加え、さらに行政文書を特定し、開示を求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し本件申立文書を特定し、本件処分を行った理由は次のように要約される。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項により、都道府県と指定都市には、条例で人事委員会を設置することが義務付けられている。実施機関は、横浜市人事委員会の設置に関する条例（昭和26年6月横浜市条例第30号。以下「設置条例」という。）第1条に基づき設置され、主な業務は、人事行政に関する事項についての調査、給与・勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置についての勧告、職員の競争試験・選考に関する事、職員の勤務条件に関する措置要求及び職員に対する不利益処分に関する不服申立ての審査などである。
- (2) 法第11条第4項で、人事委員会の議事は、議事録として記録して置かなければならないと定められており、本件申立文書は、平成21年12月4日から平成22年3月25日までの間に開催した横浜市人事委員会定例会（以下「本件定例会」という。）の議事録の全部である。
- (3) 横浜市人事委員会議事規則（昭和26年8月横浜市人事委員会規則第2号。以下「議事規則」という。）第10条では、議事録への記載事項について、(1)開会、閉会、再開、休憩に関する事項及び年月日時刻、(2)出席委員の氏名、(3)出席した事務局職員の氏名、(4)議事日程及び報告事項、(5)議事並びに議決の次第、(6)議案

及び関係書類、(7)その他委員会において、必要と認められた事項と定めている。また、同規則第11条第1項では、議事録は人事委員会の承認を得て確定するとしている。

- (4) 本件請求に基づき全部開示した文書は、議事規則で定める記載事項をすべて記載したうえで、人事委員会の承認を得て確定した本件定例会の議事録であり、これ以外には本件定例会の議事を記録した文書は存在しない。
- (5) また、議事録本体と審理資料（議案及び提案文書等関係資料）を別文書ととらえて、議事録本体のみを本件申立文書として異議申立人（以下「申立人」という。）に全部開示をした。その際に、本件申立文書のほかに審理資料が存在することを申立人に説明した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示されたものは不十分であると思うので、請求したとおり審議もきちんと記載された議事録のすべての開示を求める。
- (2) 議事録の開示を求めたところ、会議の発言、審議がまったくないものが開示された。会議の発言、審議を記録したものは存在しないと実施機関に断言されたが納得できない。開示されたものは具体的な案件すら判明しない到底議事録と呼べるものではない。そもそも議事とは会議の審議を指し、議事録とはそれを記録したもののはずであり、きちんとした議事録がなければ共通理解のうえでの会議の進行が不可能である。審議内容に係わる本人が議事録の開示を求めているのだから、たとえメモ書きでも構わないので本人に係る審議内容や経過がわかるものを開示してほしい。
- (3) なお、議事録には審議資料も含まれるものと考えるが、開示結果を見る限り実施機関にはそのような理解は認められない。しかし、申立人に係る審議資料については、自らが行った本人開示請求において一部開示決定をされており、既に当該決定に対する異議申立ても提起しているため、本件異議申立てにおいては争わない。また、申立人以外に係る審議資料については興味がないため、やはり争わない。

5 審査会の判断

(1) 実施機関の会議について

ア 法第7条第1項の規定により、指定都市は条例で人事委員会を置くものとされており、実施機関は、設置条例第1条に基づいて設置されている。

イ また、法第11条第4項の規定により、人事委員会の議事は議事録として記録して置かなければならず、実施機関は、同条第5項の規定に基づいて議事規則を定め、人事委員会の議事に関し必要な事項を定めている。議事録には、同規則第10条に掲げる事項について記載しなければならないとされ、同規則第11条第1項により、人事委員会の承認を得て確定することとされている。

ウ なお、議事規則第2条の規定により、実施機関の会議は定例会及び臨時会とされ、定例会は同規則第3条に基づいて原則として毎週水曜日、午後2時から委員室において開催されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件定例会の議事録であり、各定例会について、議事規則第10条に定められている事項が記載されており、それぞれの定例会の次回開催の定例会において各人事委員会委員の承認を得たうえで確定した文書であることが認められる。

(3) 本件申立文書以外の請求対象文書の不存在について

ア 申立人は、文書特定に漏れがあり、議事規則に基づく議事録に該当するか否かを問わず、本件定例会の議事を記録した文書のすべてを開示すべきである旨主張している。なお、本件定例会における審理資料は争わない旨主張していることから、当該資料については請求対象文書に含まれないものとして以下検討する。

イ 実施機関は、本件申立文書は、議事規則で定める記載事項をすべて記載したうえで、人事委員会の承認を得て確定した定例会の議事録であり、これ以外には本件定例会の議事を記録した文書は存在しないと主張しているため、当審査会では、平成22年12月3日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件申立文書以外に、本件定例会の議事を記録した文書は存在しない。

(イ) 議事録については、人事委員会の事務局が素案を作成し、この素案について次回定例会において各人事委員会委員の承認を得て確定している。次回定例会の資料を作成する際の参考として、担当者が定例会の審理内容について簡単にメモを取ることはあるが、メモは資料を作成した後、直ちに廃棄している。また、定例会の審理内容を記録するために録音することはない。

ウ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件申立文書以外に、本件定例会の議事を記録した文書は存在せ

ず、次回定例会の資料を作成する際の参考としてメモを取ることはあるが、資料を作成した後、メモは直ちに廃棄しており、審理内容を収録した録音テープ等も存在しないと説明している。

本件申立文書には議事規則第10条に定められた事項が記載されているものの、その記載からは本件定例会における審理内容を詳細に把握することはできないため、案件審理のためには、本件申立文書以外に議事の詳細について記録した文書が必要であると考えられる。しかし、実施機関が説明するメモについては、本件定例会に際して担当者が審理内容に係るメモを作成したか否か、また、作成していた場合に当該メモを廃棄したか否かについては、作成及び廃棄の記録がないため当審査会としては確認することができない。その他、現時点において担当者のメモや録音テープ等本件定例会の議事を記録した文書の存在を伺わせる事情は認められず、結局、実施機関が本件申立文書以外の請求対象文書を保有していないと主張していることについては、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

エ しかしながら、当審査会としては、実施機関の説明について次のような疑問を感じざるを得ない。

(ア) 人事委員会は、懲戒処分等の不利益処分を受けた職員が提起した不服申立てに対し、その審査を行い、当該処分の適法・妥当を判断する裁決機関である。本来、不服申立ては、被処分者に自己の権利利益を守る機会を与えるものであり、当該申立てに対し人事委員会は、事実関係や情状等について確認した上で懲戒処分等の適法・妥当を判断する。一般的に被処分者にとって懲戒処分等によって受ける不利益は重大なものであることから、当該処分の適法・妥当の判断に当たっては、会議の審理内容をより正確に反映させるために特段の慎重性が要求されるため、審理内容について、メモ、ノート、録音記録等その形態の如何を問わず何らかの形で記録を取ることが当然に予定されているものと考えられる。

(イ) 実施機関は、担当者のメモについては直ちに廃棄していると説明するが、当該メモと称するものが、条例上の組織共用文書に該当しないとは言い切れないのであり、また、本件のような重大な事案に係る会議については、後日説明責任を問われる場合もあるため、説明責任を果たせるような形で審理内容の記録を保存しておくべきではないかと考える。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定して開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別添 本件申立文書の内訳

- 1 平成21年度第25回定例会議事録
- 2 平成21年度第26回定例会議事録
- 3 平成21年度第27回定例会議事録
- 4 平成21年度第28回定例会議事録
- 5 平成21年度第29回定例会議事録
- 6 平成21年度第30回定例会議事録
- 7 平成21年度第31回定例会議事録
- 8 平成21年度第32回定例会議事録
- 9 平成21年度第33回定例会議事録
- 10 平成21年度第34回定例会議事録
- 11 平成21年度第35回定例会議事録
- 12 平成21年度第36回定例会議事録
- 13 平成21年度第37回定例会議事録
- 14 平成21年度第38回定例会議事録
- 15 平成21年度第39回定例会議事録

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|---|------------------------|
| 平成22年7月7日 | ・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理 |
| 平成22年7月13日 (第174回第二部会) 平成22年7月16日 (第105回第三部会) 平成22年7月22日 (第170回第一部会) | ・諮問の報告 |
| 平成22年8月6日 (第106回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年8月17日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成22年9月3日 (第107回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年9月16日 | ・実施機関から処分理由説明書(追加)を受理 |
| 平成22年10月1日 (第108回第三部会) | ・審議 |
| 平成22年10月18日 | ・異議申立人から意見書(追加)を受理 |
| 平成22年11月19日 (第110回第三部会) | ・異議申立人の意見陳述 ・審議 |
| 平成22年12月3日 (第111回第三部会) | ・実施機関から事情聴取 ・審議 |
| 平成22年12月17日 (第112回第三部会) | ・審議 |
| 平成23年1月21日 (第113回第三部会) | ・審議 |
| 平成23年2月4日 (第114回第三部会) | ・審議 |